

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令要綱

一 遊技機の認定等に係る手数料の標準を改める。(第十条の二及び第十六条関係)

二 この政令は、平成二十五年四月一日から施行することとする。